

<エコアクション21>

環境活動レポート

2009年度版

<2009年12月~2010年2月(運用期間)>



新和工業株式会社

作成日付：2010年4月9日

I 事業活動の概要

事業所名

新和工業株式会社

代表取締役

窪木正幸

所在地 茨城県ひたちなか市高場 1800 番地の 2

[電 話]029-274-3535

[FAX]029-275-0240

環境管理責任者

櫛田 博之

事務局

後藤 直美

連絡先

029-274-3535

事業内容

一般・産業廃棄物収集運搬 浄化槽維持管理・清掃 側溝排水路洗浄業務
下水・し尿処理施設清掃、防水・防食モルタル工事

事業の規模

資本金 10,000千円

売上高 242,677千円(平成21年度 H21.3~H22.2)

廃棄物収集運搬実績(平成21年度 H21.3~H22.2)

産業廃棄物(汚泥) 788.57トン

一般廃棄物(汚泥) 7,356.29トン

一般廃棄物(不燃) 264.26トン

一般廃棄物(可燃) 1,868.30トン

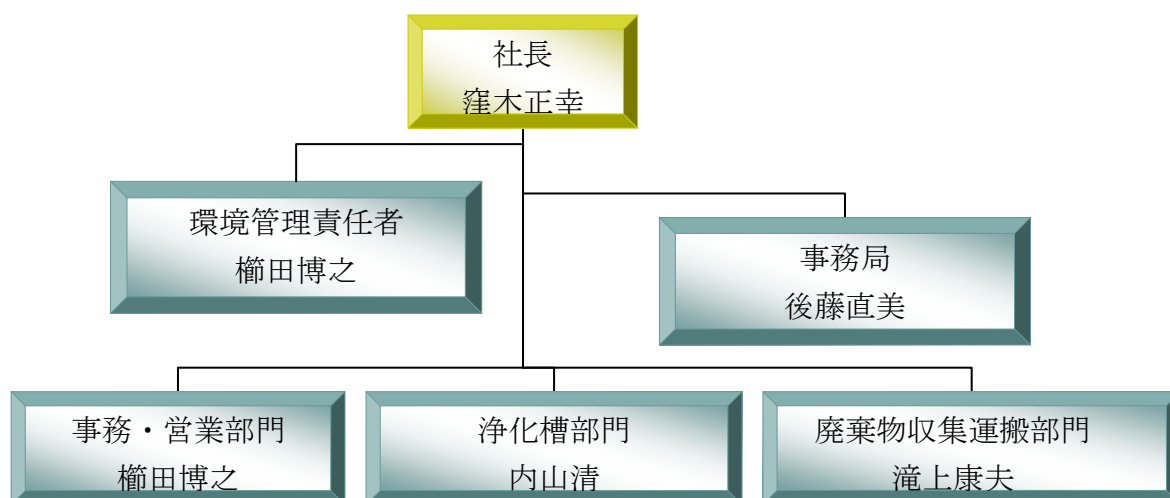
社員数 10名

事業所数 1ヶ所

設立 昭和47年3月30日

敷地面積 2,835.91㎡

組織図



I-2

【産業廃棄物収集運搬業許可】

都道府県	許可の年月日	許可の有効期限	許可番号
茨城県	平成 18 年 10 月 5 日	平成 23 年 10 月 4 日	00801043136
積替え保管を除く： 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、がれき類			
栃木県	平成 19 年 4 月 15 日	平成 24 年 4 月 14 日	00900043136
積替え保管を除く： 燃え殻、汚泥			
群馬県	平成 19 年 3 月 28 日	平成 24 年 3 月 27 日	01000043136
積替え保管を除く： 燃え殻、汚泥			
千葉県	平成 20 年 9 月 18 日	平成 25 年 9 月 2 日	01200043136
積替え保管を除く： 汚泥、廃プラスチック類			
埼玉県	平成 19 年 5 月 2 日	平成 24 年 4 月 29 日	01101043136
積替え保管を除く： 汚泥			
さいたま市	平成 19 年 4 月 30 日	平成 24 年 4 月 29 日	10100043136
積替え保管を除く： 汚泥			

【一般廃棄物収集運搬業許可】

市町村	許可の年月日	許可の有効期限	許可番号
ひたちなか市 (ゴミ収集)	平成 21 年 9 月 15 日	平成 23 年 10 月 8 日	指令第 3302 号
ひたちなか市 (浄化槽汚泥)	平成 22 年 3 月 9 日	平成 24 年 3 月 31 日	指令第 546 号
常陸太田市 (浄化槽汚泥)	平成 21 年 3 月 9 日	平成 23 年 3 月 31 日	指令第 5 号

I-3

保有運搬車両 11 台

4 t バキューム車	3 台	3 t ダンプ車	1 台
3 t バキューム車	3 台	強力吸引車(4 t)	1 台
10 t バキューム車	1 台	2 t パッカー車	2 台

I-4

事業計画の概要

一般廃棄物の収集運搬業務においては、ひたちなか市、常陸太田市などの許可取得地区においての再資源化の為、適正な処理のための収集運搬に努める。車輛は、委託・許可車両 11 台を用いて行う。

産業廃棄物収集運搬業務においては、許可取得管内の排出業者より委託契約を頂き、関係法令を守り、次世代に良い環境維持及び資源の確保に努める。車輛は許可車両 2 台を用いて行う。

I-5

廃棄物収集運搬料金

料金につきましては、種類、量、運送距離等などにより計算いたします。

I-6

【一般建設業許可】

県	許可の有効期間	許可の種類	許可番号
茨城県 (知事)	H21/9/15~H23/10/24	管工事・清掃施設工事業	般-17 第 8104 号

環 境 方 針

II

環 境 理 念

新和工業株式会社は、事業活動が「地域環境」や「地球環境」へ影響を与えることを認識し、清掃施設工事及び浄化槽管理・清掃事業を通じ、地域環境の保全活動を経営の最重要課題として環境問題に積極的に取組むことにより、環境改善を図り、豊かな人間生活に貢献し社会的責任を果たします。

環 境 方 針

新和工業株式会社は環境理念に基づき下記の環境方針を定めます。

1. 清掃事業活動を通じて環境の保全に貢献し、地域社会と地球環境の改善に努めます。
2. 事業活動の実施にあたっては環境マネジメント態勢を構築し環境汚染の予防、環境負荷低減に取り組めます。
3. 経営の最重要課題とする地域環境の保全活動を以下の環境目標を通じて積極的に推進するとともに定期的な見直しを行います。
 - (1) 自社における CO2 排出量削減の推進
 - (2) 廃棄物排出量削減の推進
 - (3) 総排水量削減の推進
4. 本方針をあらゆる機会を利用して全従業員に周知徹底し、環境意識の向上に努めます。
5. 環境に関する法規制及び地域社会の要求事項を遵守します。
6. 本方針は社内外を問わず、要望があれば公表します。

平成21年10月30日
新和工業株式会社
代表取締役 窪木 正幸

Ⅲ 環境目標とその実績

(1) 運用期間

- ①運用期間は2009年12月～2010年2月
(年度としては2009年3月～2010年2月)
- ②運用期間は2009年12月～2010年2月の3ヶ月間で、年度当初からの累計ではなく当該期間の数値にて評価する事とした。

(2) 目標達成状況

- ① 当社としては、次の3ヵ年目標を掲げて環境活動に取り組んでいきます。

取組項目	(単位)	2008年度 (対比年度実績)	2009年度 (目標3%)	2010年度 (目標4%)	2011年度 (目標5%)
CO ₂ 総排出量削減	(kg-CO ₂)	79,904	77,506	76,707	75,908
① 電力使用量削減	(kWh)	5,827	5,652	5,593	5,535
② ガソリン使用量削減	(ℓ)	5,939	5,760	5,701	5,642
③ 軽油使用量削減	(ℓ)	24,353	23,622	23,378	23,135
廃棄物の排出量を削減する	(袋)	96	93	92	91
総排水量を節減する	(m ³)	423	410	406	401

- ② 運用期間の結果については次のとおりです。

取組項目	単位	2008年度(基準年) (対比年度実績)	2009年度 (目標)	2009年度 (実績)	3%削減 (目標達成状況)
CO ₂ 総排出量削減	kg-CO ₂	20,182.0	19,576.0	23,099.7	×
電力使用量削減	kWh	1,544.0	1,497.0	2,057.0	×
ガソリン使用量削減	ℓ	1,737.0	1,684.0	2,040.1	×(○)
軽油使用量削減	ℓ	5,931.0	5,753.0	6,701.0	×
廃棄物排出量削減	袋	24.0	23.0	24.0	×
総排水量削減	m ³	119.0	115.0	99.0	○

注：一般廃棄物は45ℓ袋で計測した。

表の数値は3ヶ月間の集計値である。

次回からは年間集計値に変更を予定する。

IV 主要な環境活動計画の内容

(1) 目標を達成するための取組み

- ① 電力使用量削減
 - 使用していない照明をこまめに消す。
 - 冷暖房の温度設定の管理（冬20度、夏24度）
- ② ガソリン使用量の削減
 - 無駄なアイドリングの停止
 - 急発進、急加速をしない
 - 給油時の空気圧チェック
 - エアコンの使用を控える
- ③ 軽油使用量の削減
 - 無駄なアイドリングスの停止
 - 急発進、急加速をしない
 - 給油時の空気圧チェック
- ④ 廃棄物の発生抑制と分別
 - コピー用紙の再利用（両面印刷）
 - 封筒の再利用
 - 資源ごみの調査
- ⑤ 水使用量節減
 - 水使用時に出し放しはしない
 - 蛇口節水プレートの設置

V 環境活動の取組み結果の評価

(1) 当社の環境への負荷の低減・管理への評価

CO₂排出の電力使用量については事務所の照明及びパソコンを休憩時間は OFF とすること。またエアコンの設定温度の明示化により目標値に近づく（98.2%）ことができた。更に電球類も交換の際には省エネ型のものに交換していきます。軽油については1月末から2月末まで仕事量が増えたための大幅増（83.5%）となった。これは年末からのバックオーダーを処理しきれなかったためゴミ収集班の応援を借り増車しての作業となったためです。ガソリンの使用量については給油時のタイヤ空気圧のチェック及び適正な速度での運航を心がけているため運用期間前より若干の向上となった。水の使用量については節水のプレートを各蛇口に取り付け従業員に意識させるようにした。一般廃棄物についてはゴミの仕分けを行いリサイクルできるものは別にした。

(2) 環境マネジメントシステム導入の評価

- 法規制や、自主規制、環境への配慮などに社員一同意識を持つようになった。
- 電力使用量、燃料使用量、廃棄物排出量などの数量を把握する事により、社員の取組み意識が向上した。

(3) 次年度の取組内容

今年度の取組内容を次年度も引き続き実施し、社員全員で環境理念、環境方針を全体会議時に確認しながら、取組み意識の向上を図る。

VI 環境関連法令等の遵守状況の確認及び評価の結果

並びに違反、訴訟等の有無

(1) 適用される主な環境関連法令等の遵守状況の確認及び評価の結果

以下の法令について、環境管理責任者により3月2日各要求事項が実施されかつ問題のないことを確認した。

- 廃棄物の処理に関する法律
- 浄化槽法
- 道路運送車両法
- 建設業法
- 家電リサイクル法
- 自動車 NO_x・PM 法
- 労働安全衛生法

(2) 違反、訴訟等

平成21年度において、環境関連の違反、訴訟等はありませんでした。
なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間ありません。

Ⅶ 代表者による全体評価と見直しの結果

(1) 全体の評価

2009年9月より、環境に携わる企業として、環境への取組みは避けて通れないことを認識し、エコアクション21への取組をスタートさせました。

環境問題を経営の最重要課題として、ガイドラインに沿った各種文書・記録の作成や、これらを基に積極的な取組みを開始して6ヶ月が経過する中で、全従業員が共通した目標を持つことで事業活動における環境問題への必要性を理解し、また、それぞれの意識向上も図られてまいりました。

取組んだ環境目標の3項目の中で、CO₂排出量の削減・廃棄物排出量の削減については目標未達成に終わったものの、水使用量の削減については、従業員全員の協力により目標を達成することができました。取組以前と比べて、従業員の環境に対する問題意識が醸成され、色々な面で改善が図られています。

今後は、未達項目であるCO₂排出量の削減、廃棄物排出量の削減を重点推進項目として注力し、成果があがることを期待します。

(2) 全体の見直し

環境方針、環境目標、環境活動計画について、運用開始3ヶ月であるため、現状の取組みを各従業員の身についたものとすべく継続していくこととする。